別表の二の㈤の(1)中「㈢の㉔」を「㈢の㉖」に改める。

別表の二の㈦の(3)の3中「倒置して三五度から三七度まで」の下に「（製造時の発酵温度が二五度前後の製品にあつては二四度から二六度まで）」を加える。

別表の四の㈡の(1)のbのAのイ中「濃くてはならない。」の下に「これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として一μg／ml以下となる。」を加え、同Aのロ中「一五ppm」を「一五μg／ml」に、「蒸発残留物（ppm）」を「蒸発残留物（μg／ml）」に改め、同Aのハ中「五ppm」を「五μg／ml」に、「過マンガン酸カリウム消費量（ppm）」を「過マンガン酸カリウム消費量（μg／ml）」に、「〇・三一g」を「〇・三一g」に改め、同bのDのハを次のように改める。

ハ　ヒ素

試料一gを分解フラスコに採り、硝酸二〇mlを加えて内容物が流動状になるまで弱く加熱する。冷後硫酸五mlを加えて白煙が発生するまで加熱し、液がなお褐色を呈するときは冷後硝酸五mlを追加して加熱する。この操作を液が無色又は淡黄色となるまで繰り返す。冷後飽和シユウ酸アンモニウム溶液一五mlを加え、再び白煙が発生するまで加熱し、冷後水を加えて二〇mlとし、これを試験溶液とする。

試験溶液一〇mlを用いて、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装のヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、標準色の調製に用いる浸出用液は水とする。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として〇・一μg／ml以下となり、試料当たりに換算すると二μg／g以下となる。

ヒ素標準原液　三酸化二ヒ素を微細な粉末とし、一〇五度で四時間乾燥し、その〇・一〇gを量り、水酸化ナトリウム溶液（一→五）五mlを加えて溶かす。この液を硫酸（一→二〇）で中和し、更に硫酸（一→二〇）一〇mlを追加し、新たに煮沸し冷却した水を加えて一、〇〇〇mlとする。本液一mlは三酸化二ヒ素〇・一mgを含む。

ヒ素標準溶液　ヒ素標準原液五mlを採り、硫酸（一→二〇）一〇mlを加え、新たに煮沸し冷却した水を加えて一、〇〇〇mlとする。本液一mlは、三酸化二ヒ素〇・五μgを含む。用時調製し、共栓瓶に保存する。

別表の四の㈡の(1)の1のbのDのニ中「濃くてはならない。」の下に「これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として〇・八μg／ml以下となり、試料当たりに換算すると二〇μg／g以下となる。」を加え、同(1)の2のbのEのイを次のように改める。

イ　揮発性物質

試料約〇・五gを精密に量り、二〇mlのメスフラスコに採り、テトラヒドロフランを約一五ml加える。試料が溶けた後、ジエチルベンゼン試液一mlを加え、次にテトラヒドロフランを加え二〇mlとする。これを試験溶液として以下の試験を行う。

(イ)　検量線の作成

一〇〇mlのメスフラスコにテトラヒドロフラン約九〇mlを入れ、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンそれぞれ約五〇mgを精密に量つて加え、テトラヒドロフランを更に加えて一〇〇mlとする。この溶液一ml、二ml、三ml、四ml及び五mlを採り、それぞれ五〇mlのメスフラスコに入れ、ジエチルベンゼン試液一mlを加えた後テトラヒドロフランを加えて五〇mlとし、これらを標準溶液とする。標準溶液をそれぞれ一μlずつ用いて、次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムからスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各ピーク面積とジエチルベンゼンのピーク面積との比を求め、それぞれの検量線を作成する。

操作条件

カラム　内径〇・二五㎜、長さ三〇mのケイ酸ガラス製細管に、ポリエチレングリコールを〇・五μmの厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度　六〇度から毎分四度で昇温して一〇〇度とし、更に毎分一〇度で昇温して一五〇度とする。

試験溶液注入口温度　二二〇度

検出器　水素炎イオン化検出器を用いる。二二〇度付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キヤリヤーガス　窒素又はヘリウムを用いる。ジエチルベンゼンが約一一分で流出する流速に調節する。

(ロ)　試験

試験溶液一μlを用いて(イ)の場合と同様の操作条件によりガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムから各ピーク面積とジエチルベンゼンのピーク面積との比を求める。それぞれの検量線を用いてスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各濃度を求め、次式により各成分の含量を求めるとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、一・五mg／g以下でなければならない。

$$含量（\mu g／g）＝\frac{試験溶液の濃度（\mu g／ml）\times 20（ml）}{試料の重量（g）}$$

また、テトラヒドロフラン添加後一晩放置しても試料の大部分が溶解しない場合にあつては、細切した試料〇・一gを精密に量り、二〇mlのセプタムキヤツプ付きのガラス瓶に入れ、ジクロロベンゼン試液二・〇mlを加え、直ちに密封したものを試験溶液とし、以下の試験を行う。

(ハ)　検量線の作成

一〇〇mlのメスフラスコにジクロロベンゼン試液約八〇mlを入れ、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンそれぞれ約一〇〇mgを精密に量つて加え、ジクロロベンゼン試液を更に加えて一〇〇mlとする。この溶液一ml、二ml、三ml、四ml及び五mlを採り、ジクロロベンゼン試液を加えて五〇mlとする。この溶液二・〇mlをそれぞれ二〇mlのセプタムキヤツプ付きのガラス瓶に入れ、直ちに密封したものを標準溶液とする。次いで、密封したガラス瓶を一四〇度に保ちながら時々振り混ぜて一時間加熱する。その後、それぞれの気相一mlを用いて次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムからスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各ピーク面積とトリメチルベンゼンのピーク面積との比を求め、それぞれの検量線を作成する。

操作条件

カラム　内径〇・二五㎜、長さ三〇mのケイ酸ガラス製細管に、ポリエチレングリコールを〇・五μmの厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度　六〇度で一分間保持した後、毎分六度で昇温して一五〇度とし、更に毎分三〇度で昇温して一八〇度とする。